

日本観光振興協会「イベント保険団体制度」の概要


1.背景

- ◆訪日外国人旅行者の急増や、DMOを核とした地域づくりが推進される中、観光振興の中心として自治体・地方観光協会の果たす役割はますます高まってきております。
- ◆一方、インバウンド誘致等、観光施策にこれまで以上に積極的に取り組む中で、イベント時の事故発生等、リスクも同時に拡大する恐れがあります。
- ◆また、イベント民泊についても厚労省・観光庁が自治体向けのガイドラインを作成し、保険の重要性を示されましたが、新たなインバウンドリスクに対応した保険制度は、まだ整備が進んでいない状況です。
- ◆観光庁の2016年度予算概要においても「『次の時代』に向けたインバウンド受入環境整備・観光産業活性化」として「安全・安心の確保」が謳われており、次の時代を万全な備えで迎えるには、積極的な観光施策はもちろん、安全・安心の確保に向けた受入体制の整備が必要です。
- ◆そこで受入体制整備と安全・安心の確保に向けて、観光イベントに関するさまざまなリスクを補償する、協会会員様向け団体保険制度を2016年度に創設しました。

2.特長

- ① 主催・共催するすべてのイベント運営責任を包括して補償できるため、保険の手配漏れが防げます。(イベント保険)
- ② 「日本観光振興協会」独自の保険料で提供いたします。(イベント保険)
- ③ 結果として法律上の賠償責任がない場合でも、被害者へのお見舞金、治療費用を補償します。(イベント保険)
- ④ 基本補償では支払対象外となる花火大会リスクや生産物リスク(食中毒等のリスク)もオプション加入できます。(イベント保険)
- ⑤ 訪日外国人に関する通訳雇入費用(1万円限度)を補償します。(イベント保険)
- ⑥ イベント民泊自宅提供者のリスクに対応した保険制度です。(イベント民泊保険)

3.制度概要

	団体イベント保険 (施設賠償責任保険)	団体イベント民泊保険 (ボランティア活動保険)
(1)保険契約者	公益社団法人日本観光振興協会	
(2)加入者	公益社団法人日本観光振興協会の会員様 (協会会員の、都道府県、市町村、都道府県観光協会・連盟、市町村・その他観光協会、都道府県観光協会・連盟に所属している、観光協会等(団体・第三セクター)も含まれます。)	協会会員様でイベント民泊を実施する自治体
(3)被保険者	①記名被保険者：加入者に同じ ②記名被保険者の理事・取締役・その他法人の業務を執行する機関(記名被保険者が法人の場合) ③記名被保険者の使用人 ④記名被保険者の構成員(記名被保険者が法人以外の社団の場合) ⑤記名被保険者の同居の親族(記名被保険者が自然人の場合) ※実行委員会形式のイベントを開催する場合、実行委員会を組織する団体や企業を被保険者として追加するオプションもございます。詳しくは代理店までお問い合わせください。	イベント民泊実施時の自宅提供者(個人)
(4)保険期間	2023年11月1日 午後4時～2024年11月1日 午後4時	イベント民泊実施期間
(5)補償期間	2023年11月1日 午後4時～2024年11月1日 午後4時 毎月1日午前0時を補償開始日とする中途加入が可能です。	保険期間と同一(イベント民泊実施期間)
(6)募集締切	補償開始日の前月20日まで 2023年11月1日補償開始日の場合、日本観光振興協会への加入依頼書の送付および保険料の払込期日は2023年10月20日となります。	イベント民泊実施期間の10日前まで
(7)ご加入方法	①本募集のご案内にてご加入をご検討ください。(補償内容に関するお問合せは、取扱代理店までご連絡ください。) ②加入をご希望の場合は、日本観光振興協会ホームページに掲載の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印の上日本観光振興協会まで郵送ください。 ③保険料についても、補償開始日の前月20日までに保険料振込先までお振込ください。	
(8)保険料	イベントリスクおよび生産物リスク：各会員様の管内人口を基に算出 花火大会リスク：総予算額と支払限度額に応じて算出	自宅提供者数×382円 ※1加入あたりの最低保険料は1,000円
(9)保険料振込先	みずほ銀行 八重洲口支店 普通預金 1500183 シャ)ニホンカンコウシンコウキョウカイ ※振込手数料は差し引かずにお振込ください。 ※振込人名義の先頭に「イベント」の4文字を記載ください。	 会員市町村様が「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国町村会総合賠償保険」にご加入の場合は補償が重複する可能性がありますので充分にご確認をお願いいたします。
(10)取扱代理店	取扱幹事代理店：運輸福泉会 取扱募集代理店：運輸福泉会	
(11)引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社	

●このチラシはイベント保険団体制度(団体イベント保険・団体イベント民泊保険)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「日本観光振興協会 イベント保険団体制度」資料をご覧ください。●詳細は契約者である日本観光振興協会が所持する保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。